

砺波市農業委員会 5月総会議事録

開催日時 令和5年5月9日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 23名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	館 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
6番	源通 一郎	23番	原野 敬司
7番	松原 光雄	24番	前野 久
9番	堀田 敬三	25番	石田 智久
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登
15番	土田 英雄		

欠席した委員 6名

8番	飯田 輝一	21番	山本 憲政
12番	片山 雅喜	22番	宮崎 雄介
14番	川邊 孝之	28番	吉田 孝夫

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第 9 号 事業計画変更の申請に対し意見決定について
- 5) 議案第 10 号 砺波市農用地利用集積計画（第 128 次）の協議に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会5月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。先日能登半島で大きな地震があり、被害の状況が報道されております。砺波でもしあのような大きな地震が起きたらと考えるとぞっとするところです。被害に遭われた方にお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い事態の収束を願うばかりです。
さて、4月から農地関連の法改正により人・農地プランが地域計画と名称を改め法定化され、多様な担い手の確保を目的として農地取得の下限面積が撤廃されました。地域の農業を守っていくため、これから進める目標地図の作成にあたって農業委員が大いに関わっていかねばならないと思っております。令和5年からの新たな農業委員の顔ぶれも出そろってきたところでありますので、みなさんの活躍を願うところです。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中23名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので平木会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号20番 山本 渉 委員・議席番号23番 原野敬司委員をお願いいたします。
それでは議事に入ります。「議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、相続に伴い農地の売渡しを希望していたところ、仲間田の耕作者に譲り渡すこととなったものです。

番号2と3においては、両者で農地の交換を行うものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第6号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (なし)

議長 ご質問等がないようですので採決を行います。
ここで、1番の案件につきましては、私に関する案件となりますので、会場から一時退席します。採決は吉田職務代理が欠席のため、議席番号1番老委員をお願いいたします。

老委員 それでは、採決を行います。
ただ今の「議案第6号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

老委員 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

議長 続きまして、「議案第7号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請人が所有する土地を調べたところ、住宅敷地の一部が農地であると判明したことから申請地の是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第7号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 この案件は事務局から説明のあったとおり、現況宅地となっている部分の一部が農地であったことから是正するために申請されたものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第7号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、8件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており住環境が充実しているこ

とから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、自己住宅を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、自己住宅を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の16ページから19ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。譲受人は現在屋根工事を生業としておりますが、既存の瓦置場が狭く、業務に支障をきたしているため、既存地に近い申請地を購入し資材置場を計画しています。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の20ページから24ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲渡人の住居を一部リフォームして飲食店を開業するため、申請地を車庫や駐車場及び進入路とする計画をしています。

(議案書番号5朗読)

別添の位置図の35ページから39ページまでと併せてご覧ください。

申請地は低生産性小集団農地であり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請地は、次の議案第9号に該当します。譲渡人は過去に住宅敷地としての農地転用を行いました。しかし、譲渡人の都合により住宅の建築を行わなかったため、譲受人の自己住宅の計画において改めて申請が必要になりました。

(議案書番号6朗読)

別添の位置図の40ページから44ページまでと併せてご覧ください。

申請地は低生産性小集団農地であり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請地は、次の議案第9号に該当します。譲渡人は過去に住宅敷地としての農地転用を行いました。しかし、譲渡人の都合により住宅の建築を行わなかったため、譲受人の自己住宅の計画において改めて申請が必要になりました。

(議案書番号7朗読)

別添の位置図の25ページから29ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は、現在実家の両親と同居しています。子どもが成長し手狭になっており、実家のリフォームを検討した上で、実家に隣接した農地において分家住宅を計画しています。

(議案書番号8朗読)

別添の位置図の30ページから34ページまでと併せてご覧ください。

申請地は低生産性小集団農地であり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。譲受人は現在、位置図31ページの緑色の部分に居住しています。中山間地ということもあり、現在の宅地は斜面が崩れ、住宅の傾きが徐々に進んでいることから、新たな居住地を求める計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第8号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番と2番について、譲受人は今までアパートに居住していましたが、

今後の生活のことを考え学校や商業施設等の住環境が充実している申請地での住宅の建築を計画されたものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 松原委員、どうぞ。

松原委員 5番と6番について、過去に住宅を建てるために農地転用の許可がされていましたが、申請人が亡くなられたことで計画が中断していたものです。今回新たに住宅を建築するために取得を希望される方がいらっしやったことから、分筆して2者へ譲り渡すこととなりました。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 3番について、申請地は3方を宅地等に囲まれた農地であり、所有者の知人・友人等と自家消費用の野菜を栽培する畑として利用されてきました。今回近隣で事業を営む譲受人が資材置き場として購入を希望し、話がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 8番について、住宅の建て替えを検討したところ、地盤が悪く現在の場所では建築できなかったことから、近隣にある申請地において建築を計画したものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 西原委員、どうぞ。

西原委員 7番について、分家住宅として実家に隣接した申請地において建築を計画されたものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 4番について、譲受人が宅地と住宅を購入し、リフォームして飲食店を開業しようと計画を進めていたところ、一部が農地ということが判明したため是正するための申請をされたものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第8号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第9号 事業計画変更の申請に対し意思決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページから6ページをお願いします。
今月の案件は2件でございます。
議案書5ページと6ページの案件は、議案第8号番号5と6でご説明したとおりです。いずれも過去に農地転用許可を受けたものの、計画の遂行には至りませんでした。このたび土地の譲渡に伴い、分筆し所有権が移転することから事業計画の変更を行うものです。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第9号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「議案第9号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第10号 砺波市農用地利用集積計画・第128次の協議に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の7ページから8ページをお願いします。

(議案書一部朗読)

こちらは、貸し手と借り手が直接契約する“相対”の利用権設定になります。本市では年3回この申し出を受付ることになっており、今回の内容は3月末締切分です。5月末に公告を予定しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第10号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (なし)

議長 ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「議案第10号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして報告事項に入ります。報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会14:35)